

(第6号別紙)

令和3年度 第1回 市川市いじめ防止対策委員会 会議録

1 日 時 令和3年11月12日(金) 午後5時30分から午後7時00分

2 会 場 市川市教育委員会 会議室

3 委員の出欠

出席者 阿部 亜紀子 人権擁護委員協議会 顧問
(5名) 酒井 秀大 弁護士
諸富 祥彦 明治大学 文学部 教授
山口 豊一 聖徳大学 心理・福祉学部長
渡邊 哲夫 淑徳大学 総合福祉学部 教授

4 事 務 局

小倉 貴志 学校教育部 部長
新部 操 学校教育部 次長
佐原 達雄 学校教育部 担当参事
野口 敏樹 指導課 課長
河部 純 義務教育課学校安全安心対策担当室 室長
植木 昭貴 指導課 主幹
野田 貴志 指導課 副主幹
杉本 林太郎 義務教育課学校安全安心対策担当室 副主幹
栗田 敦史 義務教育課学校安全安心対策担当室 主任

5 部長挨拶 小倉 貴志 学校教育部 部長

6 議 題 (1) 本市におけるいじめ問題への取組について
(2) 本市のいじめ発生事例とその対応について

7 諸連絡

【事務局】

(開会)

皆様こんにちは。本日はご多忙の中、第1回市川市いじめ防止対策委員会にご出席いただきありがとうございます。私は、この会の事務を担当します、義務教育課学校安全安心対策担当室の杉本と申します。よろしくお願いいたします。

(会議の公開)

本日の会議ですが、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開で行われますが、同指針の第6条第2号に規定される非公開情報に該当する議案につきましては非公開といたします。お手元の資料にご 있습니다次第の(議題2)以降が非公開となりますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

(傍聴人の入室)

ここで傍聴人の入室を許可しますが、傍聴の希望はございますか。

(傍聴者なし)

これより、第1回市川市いじめ防止対策委員会を始めます。初めに、市川市教育委員会学校教育部小倉部長の挨拶です。

【小倉学校教育部長】

此度は「いじめ防止対策委員会」の委員をお引き受け下さりありがとうございます。また、お忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。本日の委員会は本市として初めての会議となります。会の目的は、主に重大事態の調査審議を行っていただくこととなります。

現在審議を行っていただくような重大事態は起きておりませんが、長期にわたって対応しているいじめ案件がございます。問題解決には初期対応が重要と言われておりますが、学校現場は若手職員が増えております。また、管理職にあっても毎年3分の1くらいの校長が入れ替わるなど、対応する職員の経験不足は否めません。一方、家庭に目を向けますと、いじめは子どもの問題ではありますが、保護者への対応が年々難しくなっております。

本日は本市で起きている実際の事例をご紹介します。その中で、学校や教育委員会の見解も併せてお示しをいたします。時に学校や教育委員会の見方や考え方が「世間の社会通念と乖離している」というようなご指摘を受けることがございます。委員の皆様には是非とも厳しい目をもっていただき、我々の問題のとらえ方がどうなのか、皆様からは率直なご意見を頂戴したいと考えております。

限られた時間ではございますが、皆様の貴重なお時間を頂戴して対面で行っておりますので、有意義な会議としたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【事務局】

本日の出席者を紹介いたします。初めにいじめ防止対策委員会委員の皆様です。お手元の名簿順で紹介いたしますので、簡単に一言ずついただければと思います。

(委員自己紹介)

ありがとうございました。続きまして事務局からの出席者をご紹介します。

(事務局紹介)

義務教育課学校安全安心対策担当室の河部担当室長より、いじめ防止対策委員会の趣旨等の説明がございませう。

【河部義務教育課学校安全安心対策担当室長】

私から、本年度設置されました、いじめの防止等に関する3つの組織についてご説明をさせていただきます。いじめ防止対策推進法が制定されたのが平成25年、既に8年が経過しようとしております。この度、市川市におきまして、いじめの条例の制定に至った直接のきっかけは、平成28年に発生したいじめによる不登校重大事態です。学校、教育委員会が主体となりその対応にあたりましたが、解決までに長期間を要しました。本事案における学校及び教育委員会の対応の在り方について検証を行った、第三者委員会からは、いじめ防止対策推進法に規定される、組織設置の必要性が提言されました。全国的に設置率が高まる中、それが直接のきっかけとなりまして、3つの組織の設置に至りました。では、資料の2ページをご覧ください。

1つ目の組織はいじめ問題対策連絡協議会です。委員の皆様には、6月に実施しました第1回協議会の会議録をお渡ししております。市内におけるいじめの防止等に関わる機関・団体からの取組状況の報告など、連携を図っていくための話し合いが行われました。

2つ目の組織が本日お集まりいただいております、市川市いじめ防止対策委員会です。その機能は教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策、その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、いじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことです。定例会は年間1回ということで、当初は夏前の実施を考えておりましたが、市内で実際に起きているいじめの具体的な事例を聞いていただき、ご指導ご助言がいただけたらと考え、この時期に開催させていただきました。本日は具体的な事案解決を目的とした会議ではございませんが、様々な視点から先生方のご意見、ご助言等がいただければ幸いです。

3つ目の組織は、市長部局で設置する「いじめ問題再調査委員会」です。いじめ防止対策委員会による調査が行われたにもかかわらず、それが不十分であると市長が判断した場合に、この組織を立ち上げ再調査を行います。条例は4月1日より施行となっております。

いじめが認知された場合は、まず学校が主体となり、市教委や関係機関と連携し対応してまいります。が、解決が困難な事案や保護者の納得を得ることが難しい事案が生じた場合などは、委員の皆様のお力をいただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

【事務局】

只今の説明にご質問等はございますか。

(質問なし)

続きまして、正副委員長を選出に移ります。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の第11条では、委員長と副委員長、各1名を委員のうちから互選するとされておりますが、どなたか立候補はございませうでしょうか。

(立候補なし)

【河部義務教育課学校安全安心対策担当室長】

もし、どなたもいらっしゃらないときは、酒井委員が受けてくださると、ご内諾をいただいております。酒井委員は、平成28年度に市内小学校で発生したいじめ重大事態における検証会議にも、第三者として委員を務めていらっしゃいます。お願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

酒井委員よろしいですか。

(承諾)

ありがとうございます。それでは酒井委員に委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願います。引き続き副委員長の選出ですが、ここからは、委員長に進行をお願いしたいと思います。

【酒井委員長】

委員長を仰せつかりました酒井です。先般、平成28年の検証会議では委員を務めさせていただきました。委員の皆様のお力を借りて、市川市の子どもたち、保護者の方、教育委員会の業務に資するよう、委員長の任を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。それでは副委員長を選出いたします。立候補、または推薦はございますか。

(立候補なし)

ないようでしたら、阿部委員を副委員長に推薦したいと思います。

(異議なし)

【阿部委員】

皆様のご協力を得ながら頑張っていきたいと思います。よろしく願います。

【酒井委員長】

ありがとうございます。阿部委員は市川市で校長、教育委員会事務局、また人権擁護委員等を務められ市内の状況に一番明るいかと思えます。是非よろしく願います。

それでは、本日の議題に進みます。議題1の「本市におけるいじめ問題への取組について」事務局よりご説明をお願いいたします。

【植木指導課主幹】

本市におけるいじめ問題への取組について、指導課植木よりご説明します。資料1をご覧ください。1及び2の本市のいじめ対策の方針・いじめ対策組織については、先程、河部学校安全安心対策担当室長から説明があった通りです。

いじめ相談の窓口として、本市では教育センターによる「ほっとほっと相談」、少年センターによるLINEを使った相談窓口として「悩み相談@いちかわ」を開設しています。問題行動調査の結果から、いじめの相談において「誰にも相談していない」と答えている児童生徒は、昨年度本市においては小学校で1.

8%、中学生では6.6%の子が相談できていない状況にあります。苦しい思いをしている子がそのまま耐え続けることのないよう、いじめをはじめとした相談窓口の周知・利用の拡大に向けた取組は急務であると考えます。

各学校においては、主に資料にある内容を行っており、学校いじめ対策組織の設置、学校いじめ防止基本方針の作成及び学校ホームページへの掲載、年間複数回によるいじめアンケート及び個人面談は全ての学校が実施しています。また、情報モラル教育については児童生徒のみならず保護者への周知も必要であり、各学校は積極的に実施しています。

あとはお手元の資料をご覧ください。

【酒井委員長】

今説明のあった事項について質問ご意見等がございますか。

(質問なし)

それでは、議題1については、ここまでといたします。

(以下非公開)

令和3年11月12日
市川市いじめ防止対策委員会